

別添 - 1 標準入札公告例

入札公告

【一般競争の場合】

次のとおり一般競争入札に付します

【条件付一般競争の場合】

次のとおり条件付一般競争入札に付します

平成 年 月 日
(契約責任者) 西日本高速道路株式会社 支社
支社長

【一般競争の場合】

調達機関番号 419 所在地番号 _____
第 N 号

1. 工事概要

【一般競争の場合】

(1) 品目分類番号 4 1

【条件付の場合は(2)工事名を(1)とし、以降1ずつ繰り上げる】

(2) 工事名 自動車道 トンネル工事

(3) 工事場所 自) 県 市大字 字
至) 県 郡 町大字

(4) 工事内容 本工事は、トンネル掘削工事(ヶ所 - 延長 m)及び橋梁下部工工事(ヶ所 - m)を含む延長 m(土工量 m³)の土木工事である。

(5) 工事概算数量

延長	,	m	
幅員	土工部	.	m ×
	橋梁部	.	m ×
	トンネル部	.	m ×
土工量	,	m ³	
トンネル	ヶ所 -	m	
橋梁等	上・下部工	ヶ所 -	m
	下部工のみ	ヶ所 -	m
	橋台	基	
	橋脚	基	
	基礎工	CCP (. m)	L = m
	深礎	(. m)	L = m
跨道橋	ヶ所		

横断構造物	C - B O X	ヶ所 , C - P	ヶ所
連絡等施設	ヶ所		

(6) 工期 契約締結日の翌日から 日間

(7) 使用する資機材	コンクリート	m3
	鉄筋	t
	ロックボルト	本
	鋼アーチ支保工	基
	アスファルト合材	t
	ガードレール	m

【協議合意方式の場合】

(8) 本工事は、以下の方法により落札者を決定する**価格落札方式（協議合意方式付）の対象工事**である。

最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格の以下の場合
最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。

最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格を超える場合
当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において最低の価格をもって入札をした者の入札金額が契約参考価格を超える場合、入札者に対する指示書第 18-3 に基づき最低の価格をもって入札した者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

【契約後 V E を設定する場合】

(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。

(1 0) 本工事は、全ての入札参加者から単価表**【又は「工事費内訳書」】**の提出を求める工事である。

(1 1) (**【前項の番号を記載】**) の単価表**【又は「工事費内訳書」】**は原則として電磁的記録媒体 (C D - R) で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表**【又は「工事費内訳書」】**を提出するものとする。

【総価単価契約の場合に記載する。】

(1 2) 本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額 (以下「単価」という。) を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式 (以下「単価個別合意方式」という。) によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から 1 4 日以内に

単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

【入札前価格見積方式の場合】

(13) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認められた価格を活用して契約制限価格【契約参考価格】の設定を行う方式をいう。

【発注規模確定価格を設定した場合】

(14) 本工事における契約責任者、下記2.(2)に規定する競争参加資格条件【一般競争入札又は条件付一般競争入札で等級区分の設定がある場合】及びその他の条件は、契約制限価格【契約参考価格】にかかわらず本工事の入札公告時における発注規模に基づくものである。

【条件付一般競争入札の期間を短縮する場合】

(15) 本工事は、契約事務手続きを迅速に行うため通常の条件付一般競争入札と比べ手続に要する期間を短縮する条件付一般競争入札（期間短縮型）の対象工事である。

【概略発注方式の場合】

(16) 本工事は、概略発注方式の対象工事である。概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。

2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。

【一般競争：単体】

(2) 開札時に、平成・年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「 工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が

点以上である者（上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が 点以上であること。）

【一般競争：混合】

（２）開札時に、平成 年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「 工事」の資格を有し（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が 点以上である者（上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が 点以上であること。）又は、この条件を満たす 者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

【条件付：単体】

（２）開札時に、平成 年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「 工事」の資格を有し、かつ、「等級 」に格付けされ【等級区分の設定がある場合】ている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

【条件付：混合】

（２）開札時に、平成 年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「 工事」の資格を有し、かつ、「等級 」に格付けされている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）又は特定建設工事共同企業体を構成する場合は、「等級 」に格付けされている 者で構成された特定建設工事共同企業体若しくは「等級 」と「等級 」に格付けされている二者で構成された特定建設共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

【条件付の場合】

（３）西日本高速道路株式会社が発注した工事に入札公告の前年度から起算した過去 2 年間に完成・引渡し完了したものにおける当該工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。

【条件付の場合】

【「土木工事」の「等級 B、C」に格付けされている者（経常建設共同企業体を含む）を求める場合：（４）として次の事項を記載し、以降順次繰り下げる。】

（４）経常建設共同企業体を構成する場合には、各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は入札説明書に示す資格を有する者であること。

(4) 平成 年度以降【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする】に、元請けもしくは1次下請け【1次下請けの実績を求める場合】として完成・引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、元請けとしての【1次下請けの実績を求める場合】施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。【同種工事が2つ以上ある場合】(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、共同企業体の場合は構成員の全員が同実績を有すること。)

【 単体を求める場合】

同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

- a) 土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が 万m³以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ) m以上のコンクリート橋脚の工事

【条件付の場合で経常JVを求める場合】

(ア)同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

- a) 土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が 万m³以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ) m以上のコンクリート橋脚の工事

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が(ア)同種工事の施工実績を有し、その他の構成員は、(ア)同種工事又は同種工事の施工実績を有すること。

同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

- a) 土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が 万m³以上の道路の土工工事
- b) コンクリート橋脚の工事

【 単体及び同工種の特定JVを求める場合】

【一般競争及び条件付の場合】

(ア)同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

- a) 土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が 万m³以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ) m以上のコンクリート橋脚の工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が(ア)同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、(ア)同種工事若しくは同種工事の施工実績を有すること。

同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

- a) 土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が 万m³以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ) m以上のコンクリート橋脚の工事

【異なる工事種別の組合せ工事の場合(単体又は単体及び異工種のJV(特定)を求める場合)】

(4) 鋼橋上部工工事の有資格者は、平成 年度【入札公告の前年度から起算して15年前の

年度とする。】以降に元請けもしくは1次下請け【1次下請けの実績を求める場合】として完成・引渡し完了した()の同種工事の実績を有し、PC橋上部工工事の有資格者は、平成 年度【入札公告の前年度から起算して15年前の年度とする。】以降に元請けもしくは1次下請け【1次下請けの実績を求める場合】として完成・引渡し完了した()の同種工事の実績を有すること。

ただし、元請けとしての【1次下請けの実績を求める場合】施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。【同種工事が2つ以上ある場合】(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

() 鋼橋上部工工事

(ア) 同種工事

a) 鋼連続箱桁橋の工場製作をした工事。

b) 最大支間長 m以上の鋼連続箱桁橋の全体または一部をトラベラークレーン片持式架設工法により架設した工事。

c) 橋梁鋼主桁または鋼橋脚で mmを超える板厚の突き合せによる現場溶接をした工事。

() PC橋上部工工事

(ア) 同種工事

最大支間長 m以上のPC斜張橋またはPCエクストラードズド橋を架設した工事。

(5) 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

【配置予定技術者に施工実績を求める場合は以下の を記載する。求めない場合は 以下を1ずつ繰り上げる】

【() 単体を求める場合】

現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成 年度以降に【入札公告の前年度から起算して15年前の年度とする。】元請として完成・引渡し完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。【同種工事が2つ以上ある場合】

ただし、施工実績の取扱いは(4)に同じ。

同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

a) 土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が 万m³以上の道路の土工工事

b) 躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ) m以上のコンクリート橋脚の工事

【条件付で経常JVを求める場合】

ただし、経常建設共同企業体については、1社の現場代理人もしくは主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有している者であればよい。

【()単体又は単体及び同工種のJV(特定)を求める場合】

【一般競争及び条件付の場合】

現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成 年度以降に【入札公告の前年度から起算して15年前の年度とする。】元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

ただし、施工実績の取扱いは(4)に同じ。

専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。【緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については記載しないものとする。】

監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

【詳細設計を含む工事の場合は以下の を記載】

詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

【設定する条件に応じて記載】

(ア)管理技術者：技術士[部門()又はRCCM()

照査技術者：技術士[部門()又はRCCM()

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通省大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- (6)競争参加資格確認申請書及び確認資料【特定JVを求める場合は「、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案」と記載】(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域 」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。【特定JVを求める場合は記載】

- (7)共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ)各構成員が当該工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、

確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ) 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

【共同企業体を甲型とする場合】

ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書(案)が提出されていること。

【単体及び2社JVの混合入札の場合】

ニ) 各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【単体、2社JV及び3社JVの混合入札の場合】

ニ) 各構成員の出資比率が2社で構成される場合にあっては30%以上、3社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【(条件付の場合)土木工事で異なる等級の構成員を含む共同企業体を参加させるとき】

(この場合「等級」(経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は除く。))の者の工事限度額は 億円未満とする。)

【(条件付の場合)舗装工事で、異なる等級の構成員を含む共同企業体を参加させるとき】

(この場合「等級」の者の工事限度額は 億円未満とする。)

また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

【共同企業体を乙型とする場合】

ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書(案)が提出されていること。

【異種工種で構成され、それぞれの工種について競争参加資格要件を設定している場合】

ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書(案)が提出されていること。ただし、各構成員が両工種の有資格者である場合は、当該協定書(案)は、(甲)(乙)どちらでもよい。

【単体及び3社JVの混合入札の場合】

ニ) 共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【単体、2社JV及び3社JVの混合入札の場合】

二) 共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が2社で構成される場合にあつては30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(8) 1. に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

【入札前価格見積方式の場合】

(10) 入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒 - 県 市 町 - -
西日本高速道路株式会社 支社 総務企画部 経理課 課長代理
電話 - -

(2) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで(土曜日、日曜日及び祝日【年未年始に入札手続期間が含まれる場合は「、祝日及び年未年始(平成 年12月29日から平成 年1月3日)」とする。】(以下「休日」という。)を除く)。

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/login?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「 」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前 時から午後 時まで、3.(1)の場所において入手することができる。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの休日を除く毎日午前 時から午後 時まで。(ただし、郵便(書留郵便に限る)又は託送()によるときは、期限までに上記3.(1)へ必着させること。)

提出場所：上記3.(1)に同じ。

提出方法：持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送すること。

託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

【入札前価格見積方式の場合】

その他

- ・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。
- ・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成 年 月 日()までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。
- ・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める場合がある。
- ・入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、平成 年 月 日()午後 時までに持参、郵便(書留に限る)又は託送の方法により、上記3.(1)の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

(4) 入札書提出の期限、場所及び方法

期限：平成 年 月 日()午後 時 分まで(ただし、郵便(書留郵便に限る)又は託送による入札については、期限までに上記3.(1)へ必着させること。)

場所：上記3.(1)に同じ。

方法：持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送すること。

(5) 開札の日時及び場所

日時：平成 年 月 日()午前(午後) 時 分

場所：上記3.(1)の 会議室

4. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

イ) 入札保証金 免除

ロ) 契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

【最低制限価格を設定している工事にあつては、次のとおり追記する。】

なお、本工事においては最低制限価格を設定しており、これを下回る価格で入札が行われた場合には、当該入札者を落札者とししない。

【協議合意方式を適用する工事にあつては、削除】

(4) 落札者の決定方法

契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札予定

者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

【最低制限価格を設定する工事については、削除】

(5) 低入札価格調査

上記4.(4)【協議合意方式の場合は「上記1.(8)」とする。】ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、最低の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続きを保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

【契約VEを設定しない場合は削除】

(6) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(7) 入札時に単価表【又は「工事費内訳書」】の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表【又は「工事費内訳書」】を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(8) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

(9) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合は記載する】

(10) 手続における交渉の有無 無

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有

【競争参加資格確認資料作成説明会を実施する場合のみ】

(13) 競争参加資格確認資料作成説明会を実施する。

【競争参加資格確認資料のヒアリングを実施する場合のみ】

(1 4) 競争参加資格確認資料のヒアリングを実施する。

【現場説明会を実施する場合のみ】

(1 5) 現場説明会を実施する。

(1 6) 関連情報を入手するための照会窓口は、3 . (1) に同じ。

(1 7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2 . (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3 . (3) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(1 8) 詳細は入札説明書による。

【一般競争の場合】

5 . Summary

(1) Official in charge of the contract of the procuring entity : Director
General of [redacted] Branch, West Nippon Expressway Company Limited

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract : Construction work of the Expressway
Tunnel

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00P.M. 10 January 2006

(5) Time-limit for the submission of tenders : 11:00A.M. 9 February 2006 (Tenders submitted by mail : 11:00A.M. 9 February 2006)

(6) The language used for application and inquiry shall be Japanese .

(7) Contact point for tender documentation : [redacted] , Assistant Manager of
Accounting Division, General Affairs and Planning Department, [redacted] Branch, West
Nippon Expressway Company Limited

[redacted] -ku, [redacted] City, [redacted] Prefecture, [redacted] , Japan. TEL.
[redacted]

**【例: 1-6-20, Dojima, Kita-ku, Osaka City, Osaka Prefecture, 530-0003, Japan .
TEL.06-6344-9239】**